国会事項

衆議院

報告書受領

九月九日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十二年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況

参議院

答弁書受領

九月九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員紙智子提出再生可能エネルギーの適切な推進に関する質問に対する答弁書（第二八九号）

報告書受領

九月九日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十二年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
　国務大臣　　古川　元久
財務大臣安住淳海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月八日）
　財務大臣　　安住　淳
国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる
国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる
国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる
開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる
投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる
　内閣官房副長官　　竹歳　誠
　国土交通省大臣官房長　　小澤　敬市
安全保障会議幹事に任命する（各通）（以上九月九日）

内閣府

　東宮侍従　　原口　真
願に依り本官を免ずる（九月七日）
　東宮侍従に任命する（九月八日）　　櫛田　泰宏

総務省

総務省顧問に任命する（八月二十七日）　　福井　良次

法務省

　次長検事　　池上　政幸
法制審議会委員に併任する
　検事長　　小津　博司
法制審議会委員の併任を解除する
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務事務官
　法務省刑事局参事官に充てる
法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事法務省刑事局参事官）検事
法務省刑事局参事官に充てるにとを解く（以上九月九日）
○定年退官
　那覇区検察庁副検事瀬在丸道男は、検察庁法第二十二条の規定により九月九日限り定年退官

皇室事項

行幸

天皇陛下は、九月八日午後四時四十六分御出門、特別展「空海と密教美術展」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸、同六時十七分還幸になった。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、勤務評価制度導入反対の要求に関して、平成23年９月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年９月13日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道　KKR札幌医療センター斗南病院及びKKR札幌医療センター
宮城県　東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東京都　虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県　虎の門病院分院
愛知県　名城病院及び東海病院
大阪府　大手前病院及び枚方公済病院
兵庫県　六甲病院
広島県　広島記念病院
香川県　高松病院
福岡県　千早病院
大分県　新別府病院

最低賃金の改正決定に関する公示

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月13日

和歌山労働局長　神田　義宝

第４号中「１時間684円」を「１時間685円」に改める。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月九日（金）

○１般案件（抜粋）

一、平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（決定）（財務・厚生労働・農林水産・経済産業省）

一、シリア政府関係者等に対する資産凍結等の措置について（了解）（外務・財務・経済産業省）

公告

諸事項

道路交通事業財団

大阪市北区大淀中１丁目１番30号**センコー株式会社**の道路交通事業財団に自動車の部を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年９月13日　　大阪法務局北出張所